

利用者負担増と介護取り上げで公費削減狙う改悪意見

■利用者負担の引き上げ

利用者負担の引き上げ
現在: 所得に関係なく「1割負担」



第6段階(所得200万円以上)
1割→2割負担へ
▲110億円

「年間所得200万円以上」の利用者には、現在の1割から「引き上げること検討すべきである」とし、1割から2割へ倍増する案をしめています。

■ケアプラン作成への利用者負担導入

ケアプラン有料化
現在: 利用者負担なし(全額保険給付)



自己負担導入
要介護月1000円
要支援月500円
▲90億円

ケアプラン作成(居宅介護支援・介護予防支援)の利用者負担導入(厚労省資料では、要介護者は月1000円、要支援者は月500円とする案)について、「慎重に対応すべき」と「検討すべきである」との意見を両論併記としています。

■低所得の施設利用者の居住費軽減の縮小

低所得の施設利用者の居住費軽減
現在: 非課税世帯対象



入所前の世帯の負担能力、
本人の資産を要件に加える
(自治体判断)
▲20億円

低所得の施設入所者の居住費を軽減する給付(補足給付)については、保険者の判断で資産や家族の負担能力を要件に加えて、支給要件を厳しくする「仕組み」を求めています。

■相部屋の施設利用者からの室料徴収

4人部屋でも室料徴収へ
現在:光熱水費のみ(1日320円)



第4段階から
光熱水費に加え室料徴収
(月5000円程度)
▲40億円

施設の相部屋に入居している高齢者について、「減価償却費を保険給付対象外とする見直しが必要である」とし、第4段階の利用者から水光熱費(1日320円)に加えて新たに室料月5000円徴収する案となっています。

非課税で4人部屋の特養ホーム入所者の場合

現在 36300円 → 見直し後 71700円

負担倍増! もう特養の相部屋にも入れない低年金者が続出

■軽度者の給付削減と利用者負担引き上げ

「要支援者・軽度の要介護者に対する給付の効率化と効果の向上を図る」とし、「保険給付の対象外とする」「利用者負担を2割とする」との「二つの意見」を示しています。

要支援1・要支援2は負担倍増↑
現在:要介護者と同じ1割負担



要支援者に対する
給付は2割負担
▲120億円

要支援者のサービス利用
現在:要介護者と同じ介護保険給付(予防給付)



要支援者の生活援助は
保険給付の対象外へ

要支援2 週3回のヘルパー 現在 1割負担 月4291円
→保険給付対象外(全額自己負担) 月42907円

また、「保険者の判断」により実施地域支:を事業化し、要支援者の生活援助を介護保険給付から除外できる仕組みを「検討する」としています。